

# 小田原版 STEAM 教育継続支援業務仕様書

## 1 業務件名 小田原版 STEAM 教育継続支援業務

## 2 業務目的

本業務は、生徒が郷土小田原をフィールドに、身近な実社会の諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、「社会参画」「協働性」「論理的思考力」「表現力・創造力・実行力」等のより良い社会を実現しようとする資質・能力を育てる教育である「小田原版 STEAM 教育」を継続して実施するにあたり、必要な支援を各中学校に対して行うことを目的とするものである。

なお、本書は本業務の大要を示したものであり、本書に記載されていない事項については、小田原市（以下「発注者」という）と本業務を受注する者（以下「受注者」という）が相互に協力し、本業務の目的を達成するよう努めるものとする。

## 3 業務履行場所

- (1) 小田原市立中学校 全 11 校 [詳細は別表参照]
- (2) 発注者が別途指定する場所

## 4 業務履行期間

業務履行期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。

## 5 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、発注者の承認を得た上で本業務の一部を再委託することができる。

## 6 業務内容

### (1) 各校のニーズに合わせた個別の支援

- ・各校の実態やニーズを踏まえた授業プランの設計
- ・地域をフィールドとした授業展開を可能にする授業プランの設計
- ・地元企業・団体等との外部連携のための連絡・調整
- ・小田原版 STEAM 教育の目的・考え方・思考プロセスを踏まえた授業実施の支援
- ・授業時に使用する教材等の作成および提供
- ・指導内容・方法についての、発注者及び教員との打合せの実施

### (2) 職員研修の実施

- ・教員を対象とした探究的な学びを展開するためのファシリテーション研修の実施
- ・発注者が主催する研修会等への参加および協力

### (3) 報告書の作成

- ・学校ごとの活動の様子をまとめた報告書の作成および発注者への提出
- ・発注者および学校への授業時の記録や画像の提供

(4) その他、発注者と受注者との協議により決定した業務

## 7 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、その他の法令を遵守し業務を行い、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損の防止及びその他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約期間が終了した後も同様とする。

## 8 小田原市教育委員会及び学校との連携

- (1) 受注者は、本業務委託の遂行にあたり、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
- (2) 受注者は、本業務委託の実施にあたり、発注者を行う打合せ・報告等に関する打合せ書を作成し、その都度発注者に提出し、内容の承認を得ることとする。
- (3) 業務が円滑に履行されるよう、発注者・学校等との連絡・調整を日常的にきめ細かに行うこと。
- (4) 各学校の状況や特色を十分に考慮し、学校の負担にならないスケジュールおよび方法で、主体的に打合せを設定し、授業支援の内容について学校のニーズを把握し、できる限り柔軟に対応できるようにすること。
- (5) 学校等にて、やむを得ない授業や時程の変更、事故等、緊急事態が起こった場合受注者は臨機応変に対応すること。

## 9 提出書類

- (1) 本業務に係る人員名簿
- (2) 業務実施にあたり学校や教職員に提示する資料
- (3) 業務報告書（各校・各学年ごとにまとめたもの）
- (4) 各回の記録および写真データ（任意様式）
- (5) その他、発注者が指示するもの
- (6) (1) については業務の開始日までに、(2) については 1 週間前までに、(3) (4) については当該年度内の発注者の指定する期日までに、発注者に提出すること。

## 10 授業者・授業支援者の交替について

業務履行において、授業者もしくは授業支援者に不適切対応等がある場合や、その資質等により、生徒、教職員、教育委員会との円滑な関係の構築が困難な場合は、受注者において適宜指導を行い、状況改善を図るものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合は、発注者と協議の上、交代させるものとする。その際の経費は受注者側の負担とする。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。

[別表]

| No. | 中学校名   | 郵便番号     | 住所（小田原市）  | 電話番号         |
|-----|--------|----------|-----------|--------------|
| 1   | 城山中学校  | 250-0045 | 城山 3－4－1  | 0465-34-0209 |
| 2   | 白鷗中学校  | 250-0003 | 東町 4－13－1 | 0465-34-1736 |
| 3   | 白山中学校  | 250-0001 | 扇町 5－7－17 | 0465-34-9295 |
| 4   | 城南中学校  | 250-0034 | 板橋 875－1  | 0465-22-0274 |
| 5   | 鴨宮中学校  | 250-0874 | 鴨宮 547    | 0465-47-3361 |
| 6   | 千代中学校  | 250-0215 | 千代 800    | 0465-42-1640 |
| 7   | 国府津中学校 | 256-0812 | 国府津 2372  | 0465-47-9148 |
| 8   | 酒匂中学校  | 256-0816 | 酒匂 3－4－1  | 0465-47-3344 |
| 9   | 泉中学校   | 250-0854 | 飯田岡 22    | 0465-36-3440 |
| 10  | 橘中学校   | 256-0804 | 羽根尾 410   | 0465-43-0250 |
| 11  | 城北中学校  | 250-0852 | 栢山 2888   | 0465-36-9518 |